

○名古屋学院大学自己点検・評価規程

(1995年7月19日 制定)

(目的)

第1条 この規程は、名古屋学院大学(以下「本学」という。)学則及び本学大学院学則の定めるところにより、本学における教育研究活動等の状況について、自己点検及び評価(以下「点検評価」という。)を行うに当たっての項目と実施体制に関する事項を定める。

(点検評価の項目)

第2条 点検評価の項目は、次に掲げる教育研究活動等の状況について、全体的に体系的なものとして設定するものとする。

- (1) 大学、大学院及び学部等の基本構想に関する事項
- (2) 教育活動に関する事項
- (3) 研究活動に関する事項
- (4) 学生援助活動に関する事項
- (5) 大学、大学院及び学部等の運営に関する事項
- (6) その他点検評価に関する事項

2 点検評価の項目のうち相互に関連するものについては、第3条第1号に定める全学点検評価委員会において調整を図るものとする。

(点検評価の実施体制)

第3条 点検評価を行う機関として、次のものを置く。

- (1) 全学点検評価委員会(以下「全学評価委員会」という。)
- (2) 大学院点検評価委員会(以下「大学院評価委員会」という。)
- (3) 学部点検評価委員会(別科を含む。以下「学部評価委員会」という。)
- (4) 部門点検評価委員会(以下「部門評価委員会」という。)
- (5) 点検評価関係事務室(以下「評価関係事務室」という。)

(全学評価委員会)

第4条 全学評価委員会は、大学運営に関する全体的事項について、点検評価を行う。

2 全学評価委員会は、全学的見地から、点検評価について、企画、立案、調整、指示等を行う。

(全学評価委員会の組織)

第5条 全学評価委員会は、大学協議会から8名、大学院各研究科から1名、各学部から1名で組織する。

- 2 全学評価委員会は、必要に応じて委員以外の出席を求めることができる。
- 3 全学評価委員会は、必要に応じて学外者の意見を徴することができる。
- 4 全学評価委員会のもとに、必要に応じて小委員会を置くことができる。

(委員の任期)

第6条 全学評価委員会の委員の任期は2年とする。ただし、大学協議員については、その任期とする。

- 2 委員に欠員が生じた場合は補充しなければならない。この場合、新たに委員となった者の任期は前任者の残任期間とする。

(委員長)

第7条 全学評価委員会に委員長を置く。

- 2 委員長は構成員の互選により選出する。
- 3 委員長の任期については、前条を準用する。

(全学評価委員会の運営)

第8条 全学評価委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 議長に事故ある場合は、あらかじめ定められた者がその職務を代行する。

(全学評価委員会の決議)

第9条 全学評価委員会は、委員の2分の1以上の出席をもって成立し、出席委員の過半数をもって決する。可否同数のときは議長の決するところによる。

(大学院評価委員会)

第10条 大学院評価委員会は、次に掲げるものとする。

- (1) 経済経営研究科点検評価委員会
- (2) 外国語学研究科点検評価委員会
- (3) 外国語学研究科通信教育課程点検評価委員会

(学部評価委員会)

第11条 学部評価委員会は、次に掲げるものとする。

- (1) 経済学部点検評価委員会
- (2) 現代社会学部点検評価委員会
- (3) 商学部点検評価委員会
- (4) 法学部点検評価委員会
- (5) 外国語学部点検評価委員会
- (6) 国際文化学部点検評価委員会
- (7) スポーツ健康学部点検評価委員会
- (8) リハビリテーション学部点検評価委員会
- (9) 留学生別科点検評価委員会

(部門評価委員会)

第12条 部門評価委員会は、次に掲げるものとする。

- (1) 宗教部点検評価委員会
- (2) 教務部点検評価委員会
- (3) 学生部点検評価委員会
- (4) 入学センター点検評価委員会
- (5) キャリアセンター点検評価委員会
- (6) 学術情報センター点検評価委員会
- (7) 総合研究所点検評価委員会
- (8) 国際センター点検評価委員会
- (9) 社会連携センター点検評価委員会
- (10) 教職センター点検評価委員会

(大学院・学部・部門評価委員会)

第13条 大学院評価委員会・学部評価委員会及び部門評価委員会(以下「各評価委員会」という。)は、それぞれの所管する事項について点検評価を行う。

(各評価委員会)

第14条 大学院評価委員会及び学部評価委員会は、大学院又は学部の構成員の一部の者で組織し、委員長は研究科長又は学部長とする。

2 部門評価委員会は、それぞれの部門の構成員並びに事務系役職者の一部の者で組織し、委員長は部長又はセンター長とする。

(各評価委員会の運営)

第15条 各評価委員会の委員の任期については1年とし、議事については第8条の規定を準用する。

(点検評価の時期及び期間、報告書の作成)

第16条 各評価委員会は、毎年1回4月から翌年3月までの状況について行った点検評価の経過及び結果について、報告書を作成し、教学改革推進会議を經由して、全学点検評価委員長に提出するものとする。

2 全学評価委員会は、前項に定める報告書をもとに全体的にまとめて年次報告書を作成し、学長に提出するものとする。

(点検評価の結果の公表)

第17条 学長は、前条第2項に定める年次報告書を公表するものとする。

(点検評価の結果の活用)

第18条 学長は、第16条第2項の年次報告書の提出を受けたときは、教学改革推進会議を開催し、点検評価に基づく改善・改革を推進するものとする。

(点検評価の項目等の見直し)

第19条 全学評価委員会は、点検評価の結果をふまえ、点検評価項目、実施体制、実施方法について定期的に見直し、改善に努めるものとする。

(評価関係事務室)

第20条 全学評価委員会及び各評価委員会が行う点検評価活動を補助し、それに関する事務を執行する事務部署として、評価関係事務室を置く。

2 評価関係事務室は、学長室とする。

(規程の改廃)

第21条 この規程の改廃は、全学評価委員会及び大学協議会の議を経て学長が決定する。

- 附則1 この規程は、1995年7月19日制定、1995年9月1日から施行する。
- 附則2 この規程は、2000年3月8日改正、2000年4月1日から施行する。
- 附則3 この規程は、2001年12月5日改正、2002年4月1日から施行する。
- 附則4 この規程は、2004年9月22日改正、2004年10月1日から施行する。
- 附則5 この規程は、2005年1月26日改正、2005年1月26日から施行する。
- 附則6 この規程は、2005年12月21日改正、2006年4月1日から施行する。
- 附則7 この規程は、2007年11月21日改正、2007年11月21日から施行する。
- 附則8 この規程は、2009年12月23日改正、2010年4月1日から施行する。
- 附則9 この規程は、2013年4月24日改正、2013年4月1日から遡及施行する。
- 附則10 この規程は、2014年7月16日改正、2014年7月1日から遡及施行する。
- 附則11 この規程は、2015年5月20日改正、2015年4月1日から遡及施行する。
但し、従前の規程に従い選出された全学評価委員の任期は、従前の規程を適用する。
- 附則12 この規程は、2016年4月20日改正、2016年4月1日から遡及施行する。
- 附則13 この規程は、2017年2月15日改正、2017年4月1日から施行する。
- 附則14 この規程は、2018年12月19日改正、2018年12月19日から施行する。
- 附則15 この規程は、2020年6月17日改正、2020年6月17日から施行し、2020年4月1日から適用する。